

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
旅 費 規 程

昭和51年10月 1日制定

平成 9年 4月 1日一部改正

平成24年 3月29日一部改正

令和 6年12月11日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、業務のため旅行する社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員及び職員（以下「職員等」という。）並びに職員等以外の者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 本会の職員等が出張（業務のため一時事務所を離れて旅行することをいう。）及び職員等以外の者が出張（業務のため一時住所を離れて旅行することをいう。）した場合は、旅費を支給する。

(旅費命令等)

第3条 旅行は会長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行うものとする。

2 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って、旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者は、前項の規程による旅行等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後すみやかに、旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

(旅費の種類及び額)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表第1とする。

(旅費の調整)

第5条 旅行者が業務用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には不当に旅費の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の支給方法)

第6条 旅行者の旅費の支給方法については、春日市職員等の旅費に関する条例の規定に準じて支給する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の職員等の旅費に関する規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1

区 分		支給額等
鉄道賃		旅費運賃、急行料金 座席指定料金
航空賃、船賃		実費額
車 賃	バス軌道	実費額
	定 額	(旅行中の日数が引き続い た場合1日につき) 2, 4 0 0 円
日 当 (1日につき)		2, 2 0 0 円
宿 泊 料	甲地方 (1夜につき)	1 3, 1 0 0 円
	乙地方 (1夜につき)	1 1, 8 0 0 円
食卓料 (1日につき)		2, 6 0 0 円

備考

1. 鉄道賃はJR及び私鉄(地下鉄を含む。)を利用した場合に支給する。
2. 急行料金(特別急行料金を含む。)は、特別急行列車を運行する路線による旅行では片道100キロメートル以上のもの、普通急行列車を運行する路線による旅行では50キロメートル以上のものの場合に支給する。
3. 航空賃は、旅行命令権者が業務上やむを得ない事情により航空機の利用を許可した場合に支給する。
4. 車賃は、バス軌道(モノレール、路面電車等を含む。)の実費額を支給する。ただし、宿泊を伴う旅行の場合には、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給することができる。
5. 大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市及び福岡市への旅行の場合において宿泊が伴う時の日当の額は、表に定める額の2分の1の額とする。
6. 福岡県内及び佐賀市・鳥栖市・神崎市・三養基郡及び神埼郡への旅行の場合において宿泊が伴わない時は、日当は支給しない。
7. 甲地方及び乙地方の区分については、春日市の例による。
8. 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り支給する。